

令和2年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和2年12月14日(月) 開会 午前10時
閉会 午前11時57分

場所 第6委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

千葉達也委員、岡地優委員、小川真一郎委員、諸井真英委員、小島信昭委員、
金野桃子委員、石川忠義委員、山本正乃委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

小池要子環境部長、安藤宏環境未来局長、田中淑子環境部副部長、
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、佐藤卓史環境政策課長、
松井明彦温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、
山井毅産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、
島田厚みどり自然課長

[農林部関係]

強瀬道男農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、
根岸章王食品安全局長、西村恵太農業政策課長、
横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、
野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、田邊虎男生産振興課長、
佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第120号	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決
第130号	指定管理者の指定について（埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園）	原案可決
第131号	指定管理者の指定について（埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター）	原案可決
第132号	指定管理者の指定について（さいたま緑の森博物館）	原案可決
第145号	指定管理者の指定について（埼玉県農林公園）	原案可決
第146号	指定管理者の指定について（埼玉県県民の森）	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査（農林部関係）

- 1 県の水田フル活用ビジョンに基づく政策について
- 2 家畜及び家きん並びに農産物の盗難被害の現状について
- 3 アライグマの防除について

報告事項（農林部関係）

- 1 報告済みの行政報告書及び埼玉農林業・農山村振興ビジョン施策実施状況報告書の誤りについて
- 2 豚熱（CSF）の発生状況及び防疫対策について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

千葉委員

さいたま緑の森博物館の指定管理者候補者となった自然教育研究センターは本社が東京都立川市にあり県外の業者であるが、緊急時の対応に支障はないか。

みどり自然課長

当該候補者の本社所在地は立川市だが、入間市に事業所があり、公募の要件を満たしている。緊急時の対応については、地元出身者を現場統括責任者としており、迅速な対応が可能であるということやこれまでの指定期間内での対応に問題がなかったことから、支障はないと考えている。

諸井委員

- 1 さいたま緑の森博物館の選定についてのみ競合団体があるが、2点差と僅差になっている。「質の高いサービス」の審査項目では自然教育研究センターが上回っているが、ほかのほとんどの項目では落選したA団体が上回っている。また、各審査項目の配点にもばらつきがある。何をもち自然教育研究センターが選定されたのか、選定の内容について伺う。
- 2 選定委員については、具体的にどのような考えに基づいて選考しているか。
- 3 指定管理制度は、より効率的な運営を行うためのものであるが、本県の委託料等は減っていく傾向にあるか。また、そのような観点は選考に生かされているか。

みどり自然課長

- 1 最も大きかった点は「質の高いサービス」の評価が高かったことである。「ふれあう、知る・学ぶ、考える、体験する、行動する」と五つのステップを示した里山体験のイベントなどを提案したことや選定委員が実際にさいたま緑の森博物館に赴いて丁寧な対応を受けたことなどから高く評価された。「質の高いサービス」の審査項目の配点は150点と高いこともあり、選定委員の中でも僅差だったことについての言及はあったが、総合的に判断して自然教育研究センターを候補者とする結果となった。
- 2 自然教育関係の専門家ということで東京大学名誉教授、財務関係の専門家として公認会計士協会埼玉県会より推薦された公認会計士、利用者の立場及び女性の視点を取り入れるという観点からガールスカウト埼玉県連盟の方、また、今年から新たに利用者及び教育関係者の立場から埼玉県公立小学校校長会の方を選定委員会の外部有識者とした。
- 3 指定管理者制度の目的については、効率的な運営に加え住民サービスの向上であるが、今回もそのような観点を選定に取り入れている。それぞれの施設について、指定管理者制度を導入する以前と比較し、委託料は減少傾向であり、利用者数は増加している。

秋山委員

さいたま緑の森博物館の指定管理者候補者の選定について、候補者となった自然教育研究センターの委託料の提案は2,500万円であり、現在の委託料と比して増加している。A団体が提示した金額はどうだったか。また、この観点は評価に取り入れられているか。

みどり自然課長

「効率的な運営」の審査項目に委託料の評価は取り入れられている。A団体は自然教育

研究センターよりも安い金額を提示していたが、それも含めた上で、全体として自然教育研究センターの評価が高い結果となった。

金野委員

現地説明会の参加が12者ということだが、今回審査している3施設での内訳はどうか。また、現地説明会の参加者が申請に至らなかった理由は何か。

みどり自然課長

現地説明会については、埼玉県自然学習センターに5団体、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターに3団体、さいたま緑の森博物館に4団体の合計12団体の参加があった。各団体が申請に至らなかった理由については聞き取っているが、自然環境関連の専門的な知識が十分でなく、そのような能力のある人材を確保することが難しかったとのことであった。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

岡地委員

- 1 家畜人工授精所とはどのような施設か。
- 2 家畜人工授精所は県内にどのくらいあるのか。
- 3 家畜人工授精所開設許可証の書換え交付や再交付はどのような場合に行われるのか。
- 4 新設する手数料に係る交付申請について、今後どのくらいの件数が見込まれるのか。
- 5 指定管理者候補者からの提案では、現在の管理運営と比べてどのような改善点が示されているのか。

畜産安全課長

- 1 家畜人工授精所は、家畜人工授精用の精液などを採取、処理及び保存をする施設であり、開設には都道府県知事の許可が必要となる。施設には管理者として獣医師又は家畜人工授精師を置かなければならないとされている。
- 2 県内には29か所ある。
- 3 書換え交付は、一般的に氏名や住所地が変更された場合に行うものであり、再交付は、許可証を汚したり、無くしたり、破損したときに行うものである。
- 4 それぞれ1件程度を想定している。

農業政策課長

- 5 インスタグラムなどのSNSを活用した更なる魅力発信や農作物展示の二次元バーコードにより情報を入手する等の学習の工夫が、主な改善事項である。

森づくり課長

- 5 冬季休園期間中の来園者が増えており、安全に配慮するため巡回回数を増やすことの提案があった。また、ツイッターやインスタグラムなどを利用し、幅広い方たちに施設の周知を図ることや山野草の開花状況などをリアルタイムに発信することなどである。

岡地委員

- 1 手数料の新設に至った理由は何か。
- 2 牛は家畜人工授精所で取り扱う対象なのか。

畜産安全課長

- 1 家畜改良増殖法と同法施行規則の一部が改正され、その中で新たに家畜人工授精所の開設許可証の書換え交付及び再交付が規定されたことにより、本手数料の新設に至った。家畜改良増殖法は、昭和25年に制定された法律で、家畜の改良を行うことにより優良な血統を残し、畜産振興を図るものである。この中に家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する規制等が規定されている。改正の背景は、平成30年に和牛精液や受精卵が中国に不正に持ち出されそうになった事件がきっかけである。和牛は、その価値が高まっているとともに日本の貴重な遺伝資源でもあり、家畜人工授精用精液等の流通の適正化が求められ、法改正に至った。改正により、家畜人工授精所業務の報告の義務付け、家畜人工授精所以外での保存や譲渡が禁止された。また、改めて家畜人工授精所の役割が明文化された。
- 2 牛の家畜人工授精率は乳牛99パーセント、肉用牛90パーセントであり、牛も対象である。

石川委員

- 1 今回の手数料新設について、以前の家畜人工授精師の免許申請は2,000円、家畜人工授精師免許証の書換え交付及び再交付は1,900円であるが、その違いは何か。
- 2 埼玉県農林公園の指定管理者候補者選定において、審査結果で低い得点であった項目について、その理由と審査段階での考えはどうだったのか。
- 3 埼玉県県民の森の指定管理者候補者選定の審査結果において、「サービス向上への取組」が30点中18点と著しく低く、「コスト縮減への取組」についても30点中18点と著しく低いと感じるが、その理由は何か。

畜産安全課長

- 1 申請時の事務手続の違いによるものである。手数料の積算は、書類審査等に係る人件費、消耗品費及び通信運搬費を積み上げている。新規の免許申請の書類審査は5分程度、書換え交付や再交付にはそれぞれ3分程度を要するため、人件費の差が生じる。

農業政策課長

- 2 各項目とも全ての選定委員が5点満点中3点以上としており、合格点であったと考えるが、選定委員の受け止めを推測してお答えする。「サービス向上への取組」については、具体的な方策を紹介したが結果的に選定委員に強いインパクトを与えられなかったと考える。「県内小中企業者、障害者雇用等の取組」や「環境負荷低減への配慮」については取組内容の提案はあったが、学習機会や研修の場の提供について力点が置かれたため、結果的に印象が薄くなったと考える。

森づくり課長

- 3 「サービス向上への取組」と「コスト縮減への取組」が30点中18点ということで、両項目とも5点満点中3点なので普通という評価である。その理由について分析すると、「サービス向上への取組」については、「デイキャンプ場で地元食材を提供してはどうか」との意見があったが、その対応が余り積極的ではないと受け止められたのではないかと推測される。また、「コスト縮減の取組」については、改めて新しい提案がなかったためと推測される。

石川委員

両施設には1団体からしか申請がなく、その審査で低得点の項目があることは良いことではない。このことについて今後県はどう関わっていくのか。

農業政策課長

提案のあった内容の実行はもとより、情勢の変化で更に取組を充実するものも含めて、指導や協力をして管理を進めてきたいと考えている。

森づくり課長

「コスト縮減への取組」に関しては、将来の大きな修繕につながる前に小規模修繕をすることにより、県全体のコストを縮減していくことなどを協議していく。

金野委員

- 1 両施設について、現地説明会の参加団体数と申請に至らなかった団体数に差があるが、その理由は何か。
- 2 埼玉県農林公園の審査項目を細かく分けている部分があるが、埼玉県県民の森の審査項目が大きくくりである理由は何か。

農業政策課長

- 1 現地説明会の申込みは3団体であったが、実際に参加したのは2団体であった。申請に至らなかった理由は、「埼玉県農林公園の規模が大きくて対応できない」、「業務内容が難しく対応できない」というものであった。
- 2 埼玉県県民の森における審査項目の大きくくり部分には、埼玉県農林公園の審査項目として具体的に書かれている内容も含まれている。県庁全体のガイドラインに審査項目のくくり方の具体的なルールがないため、施設ごとの判断を行った結果、審査項目のくくり方が異なったものである。

森づくり課長

- 1 現地説明会への参加は4団体だった。申請に至らなかった理由は、「埼玉県県民の森は68ヘクタールと広大で、樹木の管理などが難しいと感じた」というものがあつたほか、「利用料金が無料で、自主事業で収益を上げることが難しいと感じられた」などが推測される。

金野委員

埼玉県県民の森における「管理運営内容」には、埼玉県農林公園における「環境負荷低減への配慮」、「県内小中企業者、障害者雇用等の取組」などが含まれているのか。

森づくり課長

お見込みのとおりである。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（県の水田フル活用ビジョンに基づく政策について）】

千葉委員

- 1 点目の県の水田フル活用ビジョンに基づく政策について伺う。県では飼料用米に対し

て産地交付金の助成を設定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響や食生活の変化、人口減少などによって本年度の民間在庫が増加しているとのことである。民間在庫が大幅に増加することによって米価の安定が損なわれるのではないかと生産者や販売者が危惧をしている。そこで、本県としてこの問題を解決するために対策を打つ必要があると思う。主食用米と飼料用米をバランス良く取り組むことが重要であると思うが、本県の考えはどうか。

生産振興課長

米の需給調整については、もともと米の価格安定に取り組むものであり、主食用米からの隔離のために飼料用米の作付拡大を推進している。飼料用米の取組へ誘導するために、主食用米の生産の場合と同等の収入となる国の交付金制度が設けられている。本県でもその制度を活用している。ただし、飼料用米を進めるだけでは県産米の需要拡大につながらないため、主食用米については品質の向上やPR活動を展開している。また、令和2年度産の米について、国は売り急ぎによる値崩れを防止するために、長期計画で販売する場合に、保管経費を支援する取組や加工用米、麦、大豆及び野菜などに転換する生産者への支援策も検討していると聞いている。さらに、本県としては生産者に対して収入保険や米の収入減少影響緩和対策、いわゆる「ナラシ」への加入を推進している。

千葉委員

- 1 JA等のホームページによると、農林水産省と財務省で更なる飼料用米の支援について検討されているとのことであるが、本県の取組はどうか。
- 2 本県では主食用米の価格を上げる努力を検討しているということでのよいのか。

生産振興課長

- 1 国で検討されている内容として、主食用米と飼料用米の手取り格差が生じている銘柄産地において、国が県の取組と同額を上乗せする支援策が示されている。ただし、その対象や要件については不明な点が多いため、引き続き、情報収集を行い、検討していきたい。
- 2 お見込みのとおりである。例えば、「彩のきずな」の品質の高さについては、2年前に特Aを取得したところであるので、引き続き特Aの取得に向けてチャレンジしている。さらに、平成22年の猛暑のときの奇跡の一株というストーリー性を設けてPR活動も展開していきたいと思っている。引き続き消費者の目に触れるように取り組んでいきたい。

【所管事務に関する質問（家畜及び家きん並びに農産物の盗難被害の現状について）】

諸井委員

2点目の家畜及び家きん並びに農産物の盗難被害の現状について伺う。県内では、本年9月からブタなどの家畜やナシ及びマスカットなどの農産物の盗難があり、被害額が高額となっている。また、ブタ、ニワトリなどの家畜及び家きんについては、不審者が侵入することによって家畜伝染病が持ち込まれると、盗難よりも大きな被害になる。先日、外国人グループが盗難に関与したらしいとの報道があった。盗難被害の現状について、把握している内容、これまでの対応及び今後の対応を伺う。

畜産安全課長

県内の家畜及び家きん盗難被害状況については、本年5月から10月末までに5市7件

の発生があり、ブタは132頭、ヤギは16頭、ニワトリは235羽及びアイガモは100羽が被害に遭っている。令和2年9月定例会以降の被害については、10月下旬に春日部市の同一農場においてヤギ4頭とニワトリ7羽が、久喜市ではアイガモ農法を行っている農家でアイガモ100羽が盗難被害に遭っている。それ以降、当課に盗難情報は入っていない。対応については、盗難被害を把握した場合、被害届を警察に提出するよう家畜保健衛生所からお願いしており、家畜衛生の観点から家畜保健衛生所職員がすぐに立ち入って衛生状況を確認している。アイガモの農場は飼養衛生管理基準などをよく知らなかったため、石灰を持参して消毒するよう指導した。現在、盗難が続発していないため、今後は様子を見ながら対応を検討していきたい。

農業支援課長

農産物の盗難状況については、各農林振興センターが現地での活動中に把握した農産物の盗難の情報を収集したところ県内全域で発生している。本年5月には吉見町でニンニクが1件、6月には深谷市や久喜市でトウモロコシやキュウリが2件、7月には川口市でシクラメンが1件、8月から9月には神川町、上里町、加須市、白岡市及び久喜市でナシが10件、伊奈町でブドウが2件、川越市でショウガが1件、9月から10月には行田市、加須市及び久喜市で米が4件で、6市5町21件の盗難被害であった。対応状況については、9月11日に県内でナシの盗難被害を把握したことから、各農林振興センターを通じて、盗難防止対策のパンフレットを農家へ配布した。その後、立て続けに盗難被害が発生したことから、10月9日に警察本部と農産物の盗難にかかる打合せを行った。その中で、警察本部からは、まずは防犯意識を高めることが第一とのアドバイスがあった。例えば、生産組合や地域で盗難被害情報を共有することや農園やハウスの入り口などをしっかり施錠することなどである。そこで、県、警察本部及びJAグループさいたまとの3者連名による農産物の盗難被害に係る注意喚起用チラシを作成し、県ホームページに掲載しながら、市町村やJAなどに通知して農業者へ周知を行っている。今後についても、盗難被害の状況を見ながら、警察本部とも情報共有して対策を進めていきたい。

諸井委員

- 1 盗難は農家にとってショックなことでもあり、被害も大きい。農家を辞めてしまう人もいるかもしれない。自己責任ではあると思うが、農家は防犯について余り知識を有していない場合もあるので、県として、警察やJAなどと連携して監視カメラをどのように設置するのかなどを教えると良いのではないか。(意見)
- 2 犯人については断片的に報道があるが、特定されているのか。

畜産安全課長

- 2 警察とも連携して情報のやり取りを行っている。現在のところ、盗難で起訴されたとの情報は入っていない。ベトナム国籍の方が入国管理法と畜場法違反で起訴されているが、盗難との関わりについては、捜査情報であるため警察から情報を受けていない。

農業支援課長

- 2 警察から、農業者が集まる機会に防犯・盗難に係る話を頂けるとのことであるので、機会を作りながら防犯意識を高める研修等を行っていきたい。盗難被害の捜査の状況については、警察本部に確認したところ、捜査情報は教えられないとのことであった。

【所管事務に関する質問（アライグマの防除について）】

小川委員

3点目のアライグマの防除について伺う。過日の新聞報道で、アライグマが急増し農産物への被害が広がっているとあった。県内のアライグマの生息状況と捕獲の状況はどうか。

みどり自然課長

生息状況については、昨年度の捕獲実績が蕨市を除く全市町村であったが、過去には蕨市でも捕獲実績があったため、県内のほぼ全域に生息していると思われる。昨年度には捕獲頭数のデータを基に県内全域での生息数は約70,000頭と推定された。昨年度の捕獲頭数は、狩猟も含め7,233頭であった。

小川委員

約70,000頭が生息していて、約7,000頭の捕獲では足りないのではないかと。捕獲は市町村が担当すると思うが、県と市町村との役割分担はどうなっているのか。

みどり自然課長

アライグマは、外来生物法により特定外来生物に指定されており撲滅する必要がある。委員御指摘のとおり、約7,000頭では十分とは言えないが、年々捕獲数は増加しており、10年前の2,388頭に比較して約3倍となった。捕獲の実施主体は市町村であるが、県の役割としては、外来生物法に基づく広域的な防除実施計画を策定するとともに、市町村が行う捕獲への支援を行っている。例えば、1頭の捕獲につき4,180円を個体分析調査費用として交付している。

小川委員

捕獲頭数は増加しているが、被害は減少していないように思う。市町村の負担も大きいと思われ、捕獲だけでは被害を減らすことはできないのではないかと。更なる取組が必要だと思うがどうか。

みどり自然課長

捕獲だけで被害を減らすことは困難で、県民の協力も必要である。例えば、繁殖を防ぐために、アライグマの餌となる庭木の果実及び生ごみ並びにすみかになりうる空き家を放置しないなどについては住民の方に知っていただく必要がある。これらの具体的な方法を市町村等の広報誌などに掲載し、広く周知を図っていきたい。

小川委員

県民への周知について、広報誌だけでは十分と言えないのではないかと。県のホームページへの掲載やインターネットを活用した手法などを検討できないか。

みどり自然課長

アライグマについては県のホームページに掲載しているが、例えば、アライグマが庭木の果実を取っている状況や空き家に巣を作っている状況を動画配信するなど、普及啓発の手法について今後も検討していきたい。

小島委員

- 1 個体分析調査費用の交付先はどこか。
- 2 アライグマと同様にタヌキも増えているが、許可を受けなければ捕獲してはいけない

と言われ、農家も困惑しているがどうしたら良いのか。

みどり自然課長

- 1 市町村に対して、アライグマの捕獲場所、種類及び性別などを報告してもらう個体分析調査の費用として交付している。
- 2 タヌキの捕獲については、農業被害などが認められた場合は、有害捕獲許可の対象となる。許可の権限は県内63市町村に移譲しており、市町村の判断で有害捕獲を許可することとなる。